

議案第33号

新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例  
の廃止について

新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例を廃  
止する条例を次のように定める。

令和3年6月10日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例  
を廃止する条例

新型コロナウイルス感染症流行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例（令  
和2年逗子市条例第19号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年7月16日から施行する。

（提案理由）

昨夏、逗子海水浴場を不設置としたことに伴い制定した新型コロナウイルス感染症流  
行下における逗子海岸のマナーの向上に関する条例（令和2年逗子市条例第19号）につ  
いて、今夏は逗子海水浴場を開設し、安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例（平  
成26年逗子市条例第6号）に基づき運営するに当たり、廃止の要あるため提案する。